

【参考】地理的表示（GI）保護制度について

農林水産部農林水産総務課、農産園芸課

◆地理的表示（GI）とは（GI：Geographical Indicationの略）

- ・1990年代初頭にヨーロッパで創設
- ・WTO協定の附属書の一つであるTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）で **知的財産の一つ**として位置づけられ、世界100か国を超える国で保護

定義：農林水産物・食品等の名称で、その**名称から当該製品の産地を特定でき、製品の品質や社会的評価等の確立した特性が当該産地と結びついている** **ということ特定できる名称の表示**

◆日本における地理的表示保護制度

- ・特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（GI法）（平成26年法律第84号）に基づき地理的表示を保護
- ・地理的表示保護制度を通じて、それらの生産業者の利益の保護を図ると同時に、農林水産業や関連産業の発展、需要者の利益を図ることを目的とする
- ・**平成27年6月に制度が開始され、12月10日現在の登録は、39都道府県88産品**、1か国1産品
- ・主要な輸出先国等にGIマークを商標登録出願しており、日本の特産品の海外展開に寄与し、農林水産物・食品等の輸出促進につなげる

＜参考＞ 商標登録済国等（H30.12末現在）

ミャンマー、ラオス、台湾、マレーシア、ニュージーランド、カンボジア、フィリピン、オーストラリア、韓国、EU、インド ※中国（著作権として登記済）

◆地理的表示による主な効果

○直接的効果

- ・地域の共有の財産として、製品の**名称が保護**される（**模倣品の排除**）
- ・登録標章（GIマーク）の使用により、**他産品との差別化**が可能
- ・**行政が地理的表示の不正使用を取り締まり**、製品のブランド価値を守ることができる

○間接的効果

- ・品質管理の重要性の**認識**や高品質生産への**意欲の高まり**

